

第10回福岡県木造・木質化建築賞 応募要領



木造の部 大賞 西部ガスグループ油山研修所



木質化の部 大賞 株式会社 ヒタヤ 小石原事務所

表紙の写真：第9回福岡県木造・木質化建築賞受賞作品

募集期間

令和5年7月3日(月)～9月30日(土) ※当日消印有効

※早めの応募をお願いいたします。

選考の対象

○福岡県内に現存し、現在使用されている建築物で、次の要件を満たすもの

- ・木造建築物であるもの。もしくは木造以外の建築物であって、建築物の天井、床、壁等の内装や、外壁等の外装に木材を利用しているもの。
- ・平成25年7月3日から、令和5年7月2日までに竣工したもの(増改築・修繕等を含む)。
※過去に応募したもので、受賞していないものについては再度の応募が可能。
- ・建築の趣旨に沿って、良好に維持管理されているもの。

○ただし、次のいずれかに該当する場合は選考対象から除外します

- ・建築主(所有者)、設計者、施工者が、暴力団員及び刑罰を受けている等の反社会的な事由により、この賞にふさわしくないもの(第1次選考通過作品については、所属団体の役員の氏名・生年月日を提出していただきます)。
- ・建築基準法をはじめとする関係法令に適合していないものなど、この賞にふさわしくないもの。

応募方法

○建築主(所有者)、設計者及び施工者による自薦とします。

○電子申請または郵送にて応募してください。

- ・所定の応募用紙はA3用紙4枚です。
- ・応募用紙1に必要事項を記入してください。
- ・応募用紙2に設計趣旨、写真を載せてください。
- ・応募用紙3に配置図、平面図、立面図、断面図を載せてください。

(3については、1枚のみでも構いません。)



問い合わせ先
応募先

福岡県農林水産部 林業振興課木材流通係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3549

応募要領
掲載先

福岡県庁ホームページ
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/mokuzou10.html>
*「福岡県木造・木質化建築賞」で検索
*QRコードからホームページへアクセスし、ページ内の電子申請URLから申請が可能です。添付ファイルのサイズは1ファイルあたり最大10MB、複数ファイルの場合は最大20MBまでとなります

選考の視点

①特に重視する点

- 国産材を創意工夫により活用し、林業振興に寄与しているもの
- 木材の特徴や良さを活かし、建築物の木造・木質化に波及効果があるもの

②その他

- 木造・木質化建築のデザインとして優れているもの
- 新たな建築材料・建築技法を用い、木材需要の創出に寄与しているもの
- 木造・木質化建築における技術の継承と発展に寄与しているもの

選考の流れ及び注意事項

「福岡県木造・木質化建築賞選考委員会」で選考します。

選考の流れ	注意事項
①応募	<ul style="list-style-type: none">・応募書類等は、返却いたしません。・募集要領に記載されている要件、注意事項などに適合していない応募については、審査対象となりませんのでご注意ください。・作品の応募については、複数応募可です。・写真は、肖像権、著作権の侵害にあたらぬものを使用してください。
②第1次選考 (書類審査)	<ul style="list-style-type: none">・第1次選考通過作品については、11月頃、個別に通知予定です。
③最終選考 (現地審査)	<ul style="list-style-type: none">・現地審査(11月下旬予定)では建物内部も審査いたしますので、現地審査が出来る作品を応募してください。なお、現地審査は事務局が指定する日となります。
④受賞建築物 決定	<ul style="list-style-type: none">・12月頃に決定予定です。

その他注意事項

- 応募書類等は、県産木材需要拡大に係る木造建築物の普及啓発のために利用させていただきますので、御理解、御協力をお願いします。
- 受賞作品、第1次選考通過作品について公共印刷物（福岡県ホームページを含む）への使用権は、主催者に帰属します。
- 本表彰に係る審査の過程に関しては、非公表とします。

表 彰

○ 木造の部、木質化の部の各部門において、大賞、優秀賞を決定します。

- 木造の部 大賞、優秀賞 各1点
- 木質化の部 大賞、優秀賞 各1点

木造の部 …建築物の主要構造部である柱、梁、けた等の全て、または一部に木材を利用したもの。

木質化の部…建築物の天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもの

- 大賞・優秀賞については、建築主（所有者）、設計者、施工者の代表者などの方に対して知事表彰します。
- 場合によって特別賞、奨励賞を設置し、表彰状等を贈呈します。

